

米子市監査委員告示第3号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年7月11日

米子市監査委員 野坂正史
米子市監査委員 植田 昭
米子市監査委員 安田 篤

- 1 監査の対象
福祉政策課
- 2 監査の範囲
主として平成30年4月1日から平成31年3月末日までに執行された財務に関する事務
- 3 監査期日
令和元年5月27日
- 4 監査を執行した監査委員
野坂正史・植田 昭・安田 篤
- 5 監査対象の概要
福祉政策課の課並びに室及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。
 - (1) 福祉保健事業の総合調整に関すること。
 - (2) 地域福祉計画に関すること。
 - (3) 災害援護事務に関すること。
 - (4) 社会福祉協議会に関すること。

(5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく社会福祉法人の所轄庁としての事務に関すること。

また、平成30年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成31年3月末日現在）は別表のとおりであった。

6 監査の主眼点

予算の執行と経理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

7 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

8 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 収入に関する事務については、適正に処理されていた。

ウ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

エ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 負担金及び補助金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 償還金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ク 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあったので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、精算済みである。

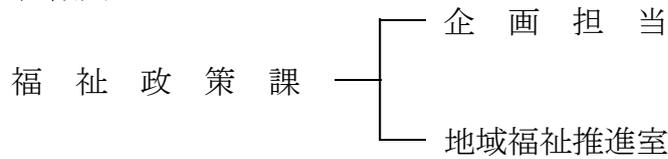
(2) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理する

こと。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、郵便切手類出納（受払）簿において、郵便切手類の出納を記載していないものがあつたので、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。なお、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 組織図



別 表 平成30年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成31年3月末日現在)

歳 入 (単位；円、パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
民生費寄附金	0	352,110	324,200	27,910	-	92.1
雑 入	0	130,000	15,000	115,000	-	11.5
合 計	0	482,110	339,200	142,910	-	70.4

歳 出 (単位；円、パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 行 為 額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
諸 費	32,220,000	32,220,000	0	32,220,000	0.0	0.0
社会福祉総務費	51,863,000	51,681,097	51,478,763	384,237	99.3	99.6
合 計	84,083,000	83,901,097	51,478,763	32,604,237	61.2	61.4